

平成 29 年 2 月 10 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成29年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年2月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1 番	高村 夏規
委 員	2 番	北里 千尋
	3 番	北里 隆泰
	4 番	安武 聖
	5 番	佐藤 仲子
	6 番	宮崎 博美
	7 番	石松 丈多郎
	8 番	阿南 美穂
	9 番	明里 孝良
	10 番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出書

第 3 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
（関係委員 2 番 北里委員）

第 4 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について
（関係委員 10 番 松岡委員）

第 5 議案第 1 号番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請について
（関係委員 5 番 佐藤委員）

第6 議案第1号番号4 農地法第3条の規定による許可申請について
(関係委員 9番 明里委員)

第7 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄
事務局係長 穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成29年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 北里委員 8番 阿南委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出書について」、事務局より報告をお願いいたします。

事務局長 議案集をお開きください。報告第1号。農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定

により、下記の届出について受理したことをここに報告する。平成29年2月10日提出。番号1。土地については上田でございます。地目は田。面積は、2筆で3,633㎡です。賃借人、賃貸人は以下のとおりです。解約の理由は農地の売買ですが、これからの議案に出てきます。別紙資料の1ページから3ページまでです。報告についての説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 次に、日程第3 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年2月10日提出。小国町農業委員会会長北里耕亮でございます。番号1です。農地の所在については、大字上田になります。農地は、田が1筆で面積が2,573㎡となります。権利の種別は、3条有償移転です。譲渡人、譲受人は下記のとおりです。詳しくは、別途資料です。4ページに農地法第3条の規定による許可申請書の写しが付けてあります。双方の話し合いによる有償移転です。6ページに作付予定作物、農機具の情報があります。権利を設定しようとする土地までの距離は800メートルです。7ページに家族構成が記載されております。8ページに周辺地域との関係が記載されております。これまで同様に利用することで、農業上の利用に及ぼす影響はないと考えますということです。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということです。9ページに地域との役割分担について記載されております。10ページが登記簿謄本の写しです。12ページが字図です。位置関係がわかる書類として、13ページにゼンリンの地図がございます。14ページにも、字図が付けてあります。15ページに写真が付けてあります。16ページに委任状、17ページに地元農業委員さんの確認書がついております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の北里委員から報告をお願いします。

2 **番** 1月26日に、松岡委員と事務局職員2名と確認に行ってきました。ここは元々他の人が耕作しておりましたが、売る人が上田出身でありましたが、宮原の方に出て、後継者もないということで、売買をしたいということでもあります。買う方の農地がこの農地の近辺にあり、農地集積の面から一番いいのではないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

8 **番** 6ページの稲刈り機のところは、100台となっていますが、誤りではないですか。

事務局 長 誤りと思われます。1台に訂正をお願いいたします。

議 長 ほかにありませんか。それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第4 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年2月10日提出。小国町農業委員会会長 北里耕亮でございます。番号2です。農地の所在については、大字上田になります。農地は、田が1筆で面積が1,060㎡となり

ます。権利の種別は、3条による有償移転です。譲渡人、譲受人は以下のとおりです。詳しくは、資料18ページからです。20ページに作物の作付、農機具の情報があります。当該農地までの距離は1,000メートル、時間で5分です。権利取得後の面積は21ページに記載があります。22、23ページに周辺地域との関係並びに地域との役割分担について記載されております。別件の情報ですが、24ページが登記簿謄本の写しです。26ページが字図です。位置関係がわかる書類として、27ページにゼンリンの地図がございます。現場の状況としては、29ページの写真をご覧ください。30ページに委任状がありまして、31ページが確認書です。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番 1月26日に、北里委員と事務局職員2名と確認に行ってきました。現地は周辺に農地がありまして、今回譲受ける方の農地と隣接しております。引き続き農地として維持するには集積の面からも管理上一番いいと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 確認ですが、21ページに権利取得者徒の関係のところ、奥さんは主たる職業は農業とありますが、この方は生命保険会社に勤めておりますが、申請書に農業とあれば仕方ないのか。

事務局 長 ここは、委任状を受けた行政書士が記載していますので、事実がそうであればこの場で記載内容を会社員に訂正をお願いします。農業従事日数については、平日の会社勤め以外の作業及び休日等の作業従事があるので、要件を満たしていると思われれます。

議長 ほかには質問はございませんか。それでは採決いたします。
議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第5 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年2月10日提出。小国町農業委員会会長 北里耕亮でございます。番号3です。農地の所在については、大字西里になります。農地は、田が4筆で面積が2,826㎡となります。権利の種別は、3条による有償移転です。譲渡人、譲受人は以下のとおりです。詳しくは、資料32ページからです。34ページに作物の作付、農機具の情報がありません。当該農地までの距離は1メートルです。37ページに周辺地域との関係並びに地域との役割分担について記載されております。別件の情報ですが、40ページが登記簿謄本の写しです。位置関係がわかる書類として、48ページにゼンリンの地図がございます。49、50ページが字図です。現場の状況としては、51ページの写真をご覧ください。現場が農地に見づらいのですが、利用状況調査でも荒廃農地として挙がっております。これについて譲受人に聞き取りをしましたら、取得後は、牛の放牧場にしたいとのことで確認しました。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の佐藤委員から報告をお願いします。

5 番 1月26日に、明里委員と事務局職員2名と確認に行ってきました。現地はかなり荒れており、利用状況調査では、B判

定の農地でした。今回譲り受ける方が牛の放牧場として使用するのであれば、管理上いいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願ひます。

2 番 ここは場所はどこですか。

5 番 譲り受ける方の牛舎の目の前になります。

事務局 長 51ページの写真の中の上の写真左側に牛舎の屋根が写っています。

2 番 何年も耕作はされていないようですが。

事務局 長 自分で手入れをして、放牧場として利用するそうです。

3 番 許可申請書が、訂正して息子さんになっているが、訂正印はあるが、あくまで法の申請書だからせめて申請者はきちんとした書類で提出してほしい。

8 番 50ページの字図で、又3292のところは何になりますか。

事務局 長 所有者は、譲渡人で地目は原野になっています。

9 番 原野だから今回の申請に含まれていないのか。

事務局 長 原野は農地ではなく、農地法適用外です。

1 番 質問ではありませんが、こういう荒廃農地等についても農業委員会として取得したい方への推進など行っていった方がいいのではないかと思います。

議 長 そこについては、これからの農業委員、農地利用最適化推進委員の仕事になってくるのではないかと思います。

ほかに質問はありませんか。それでは採決いたします。議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第6 議案第1号番号4「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年2月10日提出。小国町農業委員会会長 北里耕亮でございます。番号4です。農地の所在については、大字西里になります。登記簿は原野ですが、現況が採草放牧地ということです。面積が400㎡となります。権利の種別は、3条による賃貸借です。貸付人、借受人は以下のとおりです。詳しくは、資料53ページからです。賃貸人の方は、集落の代表の組長ということです。賃借人は合同会社となっています。この会社については、過去に農地の貸し借りを要件を満たして行っております。内容については、53ページの一番下に書いてあります。発電所の還元井用の配管部分の賃貸借ということです。配管の農位置における占有面積が400㎡ということです。56ページに合同会社の作物の作付、農機具の情報がありません。当該農地までの距離は2キロメートルです。59ページに周辺地域との関係について記載されております。地下0.5mに配管を埋設する為、周辺農業の利用に及ぼす影響はないとあります。68ページにこの農地の賃料等について記載があります。別件の情報ですが、69ページが登記簿謄本の写しです。位置関係がわかる書類として、78、79ページが還元井の配管の位置図です。80、81ページが字図です。83、84ページに詳しい図面があります。斜線で放牧地のエリアが示してあります。すべてが農地ではなく、山林、原野を通しながら採草放牧地の占有面積を今回の

賃貸借となったわけです。現場の状況としては、85ページの写真をご覧ください。現場の上に涌蓋山が見えます。借り手の情報として、合同会社でありますので登記簿謄本の写しを86ページに付けております。91ページの合同会社の定款の前に地元の組の規約の抜粋を付けてあります。賃貸人は代表組長の印鑑で今回申請しておりますが、この組長の権限を裏付ける物がこの規約です。この抜粋の規約の中の第15条、(役員の任務)に組長は総会及び協議員会での議決事項を執行し、組で行う行事を主宰し、共有財産の管理をなし、行政機関をはじめとする各機関との連絡・対応・申し入れを行うとあります。99ページが土地賃貸借契約書の写しです。101ページが確認書です。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の明里委員から報告をお願いします。

9 番 　　1月26日に、佐藤委員と事務局職員2名と確認に行ってきました。現地はほとんど野草に返っております。地下0.5mに埋設するということですので、採草放牧には何ら影響はないと思われれます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 　　この組と会社のメンバーは同じですか。

事務局 長 　　合同会社の構成員については、集落の方全員がこの合同会社の構成員になっているとのことです。

10 番 　　この地域はいろんな法令には引っかからないのですか。農業委員会の許可をとっても工事ができないのではないかと。

事務局 長 　　国立公園法の大分の県境にありますが、場所的にはちょっと離れている気がしますが。

10 番 　　他の法令を順守の上ということであれば、いいと思います。それから、面積についてですが、全体の面積のうち400㎡のほ

うがいいと思います。

事務局長 85ページの現場の写真にもありますが、登記簿上の面積638,479㎡という広大な農地のうち400㎡の許可申請です。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号4は原案のとおり決定しました。

議長 次に日程第7 議案第2号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号。農業経営基盤評価促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤評価促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成29年2月10日提出。この案件につきましては、再設定になります。農地の所在については、北里になります。地目は田が1筆、面積が4,240㎡です。利用内容は水稲です。利用権の設定をする者等は、以下のとおりです。賃貸借期間は2年になります。別紙資料のほうをご覧ください。利用権の設定を受ける者、男60歳。経営作物は、水稲となっています。農作業従事日数180日、農業専従者は男2人、女1人です。以上で説明をおわります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会を閉会致します。

平成29年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

8 番